

# 旅行相談契約取引条件説明書面

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面の一部です。旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 による契約書面の一部になります。

〒250-0105 神奈川県南足柄市関本 52-6  
神奈川県知事登録旅行業 業 3 - 1 0 9 5 号  
湘南トラベルビューロー株式会社  
(本社営業所) 旅行業務取扱管理者 加藤 善規

## 1. 旅行相談契約

湘南トラベルビューロー株式会社（以下「当社」といいます）は、お客様の依頼により、次の旅行業務の相談を引き受けます。その場合は、旅行相談料金を申し受けます。旅行業務取扱料金表をご希望のお客様は、営業所員・外務員にお申し出ください。旅行業務取扱料金表は、「当社ホームページ」<http://stb-inc.jp> からご覧になれます。

## 2. 契約の成立

1. お客様は、申込書に必要事項を記入して、当社に提出していただきます。
2. 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。
3. 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。

## 3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、旅行相談契約の締結に応じないことがあります

- (1) 当社の業務上の都合のあるとき
- (2) お客様の相談内容が公序良俗に反するとき
- (3) お客様の相談内容が旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき
- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき（ご契約を解除する場合があります。）。
- (5) 当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽計・威力を用いて信用の毀損もしくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったとき（ご契約を解除する場合があります。）。

## 4. 当社の責任

当社は、旅行相談契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 6 ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

## 5. 個人情報の利用目的について

当社は、旅行相談の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。

## 6. 約款準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款（旅行相談契約の部）に定めるところによります。

当社旅行業約款をご希望のお客様は、営業所員・外務員にお申し出ください。

当社旅行業約款は、「当社ホームページ」<http://stb-inc.jp> からご覧になれます。

以 上

<お問い合わせ・苦情のお申し出先>

●お取引に関するお問い合わせ／苦情等に関して

当社「旅行業務取扱管理者」までお申し出ください。旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での国家資格を取得した取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

湘南トラベルビューロー株式会社 本社営業所 電話：050-3591-0066

●その他、お問い合わせ・苦情の申し出先

お客様は、当社との取引に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記にその解決について助力を求める為の申し出をすることができます。

神奈川県 労働局産業観光課 代表 045-210-5765

国民生活センター 消費者ホットライン 局番無し 188

発効日：2017年6月28日